

専門委員制度 アンケート等結果報告書

2024（令和6）年1月

東京三弁護士会
医療関係事件検討協議会

はじめに

医療訴訟のよりよいあり方を求めて東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会を設置し、活動を始めてから21年が経過しました。

本協議会は、患者側、医療側双方の弁護士がそれぞれのよって立つスタンスを明確にした上で、原則として患者側、医療側半数ずつ、ほぼ同数の協議委員で構成され、医療関係事件の諸問題をともに議論し、情報を共有することにより相互の理解を深め、患者側、医療側の協力のもとに医療関係事件のより公平・公正・迅速な解決に資することを目的に発足しました。

以来、本協議会では、専門委員制度検証小委員会等、各種の小委員会を設置し、医療関係事件に関する諸制度の検証・検討などを行って参りました。

専門委員制度検証小委員会では、2004年4月に施行された専門委員制度の医療事件における実際の活用の仕方や運用上の問題点につき検証し、第1次アンケート調査の結果をふまえ、2008年3月に「専門委員制度検証小委員会報告書」を、その後の第2次アンケート調査及び第3次アンケート調査の結果をふまえ、2015年6月に「専門委員制度アンケート結果報告書」を、その後の第4次アンケート調査の結果をふまえ、2019年12月に「専門委員制度アンケート結果報告書」を、各公表しました。

今般、「医療関係事件における専門委員制度の活用・運用」の実態を報告するとともに、医療関係事件においても「専門委員の説明内容は証拠とならない」との原則への揺らぎが一部に見られる現状を踏まえ、この原則を維持すべきか、例外を認めるべきか、また例外を認める場合の手続的保障をどうするべきかなどの視点から、第5次アンケート及び関係事件の一部についての記録閲覧を実施し、検証を行いました。その結果を踏まえ、改めて原則の再確認を行うとともに例外についての慎重な取扱いの必要性等について小委員会としての提言を行っております。専門委員制度の運用が法の趣旨を曲げてしまうことのないことを願い、本報告書を公表します。

2024（令和6）年1月25日

東京弁護士会

会長 松田 純一

第一東京弁護士会

会長 菰田 優

第二東京弁護士会

会長 小川 恵司

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

委員長 梶浦 明裕

専門委員制度検証小委員会

委員長 弓仲 忠昭

目 次

第 1	専門委員制度について	1
1	民訴法一部改正法による専門委員制度の施行と制度の概要	1
2	東京地裁医療集中部による運用と修正（試行的運用のルール、医弁裁協議会幹事会での合意）	2
3	最高裁判所規則及び「専門委員参考資料」の変更	3
4	最近の動向	4
第 2	専門委員制度検証小委員会によるアンケートの実施と経過	5
1	専門委員制度検証小委員会の役割・存在意義	5
2	アンケートの目的	5
3	第 1 次～第 4 次の各報告と公表	6
4	第 5 次アンケート件数、回答回収数	6
5	アンケートへの裁判所のご協力	6
第 3	第 5 次アンケート結果の概要	7
1	はじめに	7
2	終了事由	7
3	診療科	7
4	専門委員（氏名、所属、専門分野）	8
5	利用目的	8
6	関与の経緯	9
7	人選	9
第 4	第 5 次アンケートに見る運用の実態	9
1	事前説明と同意	9
2	実際の活動	10
3	専門委員の意見等はどのように記録化されたか	10
4	専門委員の意見等の証拠化について	11
5	専門委員の意見等が裁判官の心証に影響を与えたか	11
6	関与の結果についての意見	12
7	関与の仕方、運用等についての意見・感想	13
8	専門委員制度についての意見・感想	13
第 5	第 5 次アンケートに見る専門委員制度の運用と当委員会の意見	13
第 6	専門委員制度を利用する場合の代理人として留意すべき点	15

【資料一覧】

添付資料 1	医療集中部における専門委員の関与のあり方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
添付資料 2 - 1	第 5 次アンケート集計結果・・・・・・・・	18
添付資料 2 - 2	第 5 次アンケート回答における代理人弁護士の意見	32
添付資料 3 - 1	専門委員規則（平成一五年一月一二日）	34
添付資料 3 - 2	専門委員規則（平成二四年七月一七日改正）	36
添付資料 4	専門委員制度アンケートのお願い及び第 5 次アンケート 用紙・・・・・・・・・・・・・・・・	38

2024（令和6）年1月25日

専門委員制度アンケート（第5次）等結果報告書

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会
専門委員制度検証小委員会

弓 仲 忠 昭

木ノ元 直 樹

中 山 ひとみ

五十嵐 裕 美

児 玉 安 司

棚 瀬 慎 治

木 下 正一郎

野 尻 昌 宏

武 谷 元

井 上 雅 弘

鈴 木 浩 二

（登録番号順）

第1 専門委員制度について

1 民訴法一部改正法による専門委員制度の施行と制度の概要

裁判所が専門的知見を獲得する制度として、その導入につき議論のあった専門委員制度は、民事訴訟法の一部改正法の成立により、2004（平成16）年4月に施行されて以来、19年が経過した。

導入された専門委員制度の法制定当時に認識されていた概要は①～⑦のとおりである。

- ① 民事訴訟の適正かつ迅速な解決に専門的な知識経験（知見）を必要とする場合に、その分野の専門的知識経験を十分に有する専門家（専門委員）に争点整理、証拠調べ又は和解の各手続に関与させ、その説明を聴くことを可能にする手続である。裁判所のアドバイザー的立場から関与する。
- ② 専門委員の説明は、鑑定と異なり証拠にならない。
- ③ 争点整理又は証拠調べに専門委員を関与させる場合には、当事者の意見を聴いた上で行う。また、和解の試みに専門委員を関与させる場合には、当事者の同意を得た上で行う。

- ④ 専門委員の人選（指定）に当たっては、あらかじめ当事者の意見を聴く。
専門委員には裁判官同様、除斥・忌避の制度が設けられている。
- ⑤ 証拠調べにおいて専門委員が発問する場合は、当事者の同意を得た上で行う。
- ⑥ 当事者には、専門委員の説明に対し、意見を述べる機会がある。
- ⑦ 当事者双方が専門委員を関与させる決定の取消しを申し立てたときは、関与決定が取り消される。

法施行前の2003（平成15）年11月12日に制定された最高裁判所規則第20号「専門委員規則」（添付資料3-1）第1条では、民法改正案の審議過程を踏まえて法律に忠実に、「専門委員は、専門的知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所が任命する。」とされていた。また、法施行後に最高裁判所事務総局が作成した「専門委員参考資料」（2004（平成16）年2月）には、意見を述べる場合を想定した記載はなく、かえって、鑑定人とは異なり、「専門委員自身の意見を述べることに等しいように留意する必要があります。」と記載されていた。

これは、立法過程における中間試案では「意見を聴く」とあったのを、反対意見を踏まえ、鑑定と専門委員の区別を明確化するため「説明を聴く」という用語に変わった（成立した民事訴訟法92条の2の1項）という事情を忠実に反映したものといえよう。

2 東京地裁医療集中部による運用と修正（試行的運用のルール、医弁裁協議会幹事会での合意）

専門委員制度は、施行以来、医療裁判の分野では、導入に至る消極的な意見の反映もあり、東京地裁医療集中部での活用は活発とは言えない状況が続いた。両当事者代理人からは、裁判所の心証形成が不透明になされかねないことに警戒感が強く、裁判所からの専門委員関与の勧めに応じず、関与決定に至る件数は多くはなかった。

このような事情を背景に、2006（平成18）年3月に、東京地裁医療集中部（民事第14部、同30部、同34部及び同35部）、医療機関（都内所在の大学病院、現在13大学）及び弁護士会（東京3弁護士会）との協議会幹事会（以下、「幹事会」という。）で、東京地裁医療集中部から、弁護士会に対し、「医療集中部における専門委員の関与のあり方について」の原案が提示されるに至った。

裁判所からの原案につき、東京三弁護士会医療関係事件検討協議会での協議を経て、弁護士会から、原案に「当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ」と加筆・修正する提案をし、裁判所もその提案を了解し、末尾添付資料1の3項(3)のとおり確定させ、2006(平成18)年夏から試行的運用を開始した(以下、「試行的運用」という。)

確定した「医療機関、弁護士会及び裁判所との間の申し合わせ事項」の要旨は下記のとおりである。

記

- ① 専門委員に説明を求める事項は、当事者双方の意見を聴いた上、裁判所が原則として書面に記載し当事者双方に示す。
- ② 裁判所は専門委員に、期日以前に、①の事項を示し趣旨を明らかにするとともに、期日においては①の事項についてのみ説明し、それ以外の発言をしないよう注意を求める。
- ③ 裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対し、一般的知見の説明に加え、具体的事項についての意見を求める運用を試行的に行う。

この運用の際には、①及び②に加え以下の点に留意する。

- (1) 専門委員制度が、本来、専門委員から一般的知見の説明を受けることを内容とするものであることに照らし、この運用は、当事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。
- (2) 専門委員は、求められた事項についてのみ意見を述べ、原則としてあらかじめ作成した書面に基づき意見を述べる。
- (3) 専門委員が意見を述べた事項についても、当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ、当事者に立証の機会を十分に確保する。

しかし、この申し合わせ後も、東京地裁医療集中部での専門委員制度の利用は必ずしも活発とは言えない状況であった。

3 最高裁判所規則及び「専門委員参考資料」の変更

最高裁判所は、非訟事件手続法等の施行に伴い、2012(平成24)年7月17日最高裁判所規則第9号で裁判所規則の一部改正を行い、改正後の「専門委員規則」(添付資料3-2)の第1条で、「専門委員は、専門的知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所が任命する。」とした。

これを機に最高裁判所事務総局は、「専門委員参考資料」を改訂(2

014（平成26）年2月発行の改訂版）し、説明内容は証拠とならないとの原則を示しつつも、例外的な場合には「意見」を求めることがあり、さらにその「意見」を証拠とすることがありうることを明示した。

すなわち、【留意事項】として「専門委員は鑑定人と異なることから事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べることはしないように留意する必要があります。」という原則は述べながらも、「例外的に、当事者双方が専門委員が意見を述べることについて同意している場合には、意見を求められることがあります。その場合には裁判所の指示に従って下さい。」としており、双方の同意があれば意見を述べることを出来ることを明示した。さらに、この記述に引き続き「なお、専門委員が行った説明内容は、証拠資料とはなりません。もっとも、当事者双方が専門委員の説明内容を証拠とすることに同意している場合には、手続保障を放棄しているとして、証拠にすることが出来ると理解されています。」との記載が加えられた。

このように例外的にせよ専門委員の意見を証拠化することを是認することについては、その手続的保障が必ずしも明らかでないことなどもあり、その透明性の担保については議論のあるところである。

4 最近の動向

試行的運用は謙抑的な面が強く、裁判所にとって使いにくかったためか、東京地裁の医療集中部では少なくとも運用開始当初において専門委員制度の利用は必ずしも活発にはならなかった。

その後、先に述べた最高裁判所の態度変更もあってか、最近の東京地裁での動向としては、試行的運用・簡易鑑定的利用の増加傾向が見られている。他方、東京地裁では、東京都内の13大学医学部、4歯科大学の協力を得て、専門委員を増員している（2018（平成30）年2月時点：23名（医師20名，歯科医師3名）、2019（令和元）年10月時点：82名（医師66名，歯科医師16名）、2023（令和5）年12月時点：88名（医師74名，歯科医師14名））。

第2 専門委員制度検証小委員会によるアンケートの実施と経過

1 専門委員制度検証小委員会の役割・存在意義

当委員会では、これまで医療関係事件の分野での専門委員制度の運用実態等につき、後記3のとおり、アンケートを実施しその検証作業を行い、その結果を報告してきた。また、専門委員制度の内包する問題点について、現状を批判的に検討することともに、法定された専門委員制度の健全な運用方を求めることに当委員会の役割・存在意義があると考え、そのための努力をしてきた。

専門委員は、法文上、「専門的な知見に基づく説明」を行うこととなっているが、制度創設時より指摘されているとおり、「説明」と「意見」の相違は必ずしも明確ではない。また、鑑定と異なり証拠となるものではないにも関わらず、裁判官の心証に影響を及ぼす危険性も指摘されている。

専門委員制度創設当初は、専門委員の活用には裁判所も当事者も相当程度慎重であり、専門委員の書面化された説明ないし意見を書証化することについてはもちろん、いかなる形であっても専門委員の説明ないし意見によって心証を形成することについては、かなり謙抑的であったとの印象がある。

しかし、専門委員の説明ないし意見を心証形成に用いてよいかどうかは、当事者の手続保障の問題であるとして、両当事者の同意がある場合は、弁論の全趣旨として、専門委員の説明ないし意見を訴訟資料としてもよいとの見解、さらに、専門委員が作成した書面を書証として提出することについても当事者の同意があればよいとする見解などが台頭してきた。

加えて、先述の最高裁判所の態度変更もある。

かかる現状への批判的検討も、当委員会の役割である。

専門委員制度の民事訴訟法上の位置づけ、とりわけ、専門委員の説明ないし意見によって裁判官が心証形成することの是非について、あらためて問題点を明確化した議論がなされるべきである。

2 アンケートの目的

本アンケートは、上記1の観点から、代理人として担当した弁護士から、各自の経験した実態と評価を回答してもらい、専門委員制度の運用過程について実態を捉えて専門委員制度の活用状況を検証するとともに、現状を批判的に検討することで、専門委員制度の適切な運用を目指すものである。

3 第1次～第4次の各報告と公表

- 第1次アンケート¹ 2006(平成18)年実施
(2007(平成19)年1月報告) 対象事件数17件
- 第2次アンケート² 2006(平成18)年6月～2008(平成20)年6月に実施
対象事件数12件
- 第3次アンケート³ 2010(平成22)年4月以降選任の件について実施
(2015(平成27)年6月報告) 対象事件数14件
- 第4次アンケート⁴ 2011(平成23)年以降選任の件について、
2016(平成28)年5月～2018(平成30)年6月に実施
(2019(令和元)年12月報告) 対象事件数28件

4 第5次アンケート件数、回答回収数

第5次アンケートは、終局した専門委員関与事件として裁判所から通知を受けた、アンケート未実施の2017(平成29)年以降選任された件について、2021(令和3)年12月から実施した。今回の報告書では、2022(令和4)年9月までに回答が届いた件を集計・検討した。

裁判所から教示を受けた事件数18件中、当事者の一方ないし双方から回答が得られた対象件数は17件で、回答数は26通であった。

5 アンケートへの裁判所のご協力

東京三会医療関係協議会の専門委員制度検証小委員会で、専門委員制度の運用についての本検証を行うについては、当初から、東京地裁医療

1 第1次アンケート結果は、「専門委員制度検証小委員会報告書」(2008(平成20)年3月報告)(<https://niben.jp/info/group20080331.pdf>)の末尾資料4参照。

2 第2次アンケートの結果は、第3次アンケートの結果とあわせて、2015(平成27)年6月に報告。

3 https://www.toben.or.jp/know/iinkai/iryuu/pdf/senmoniin_anke_houkoku.pdf

4 <https://www.toben.or.jp/know/iinkai/iryuu/pdf/houkokusyo201912.pdf>

集中部（民事第14部、民事第30部、民事第34部及び民事第35部）のご協力ぬきにはありえなかった。弁護士会は、裁判所が専門委員を選任した事件のうち、第一審終了事件について、担当部、事件番号、原告及び被告の両当事者代理人名のご教示を裁判所から受けることができた。裁判所のご協力に心より感謝申し上げます。

第3 第5次アンケート結果の概要

1 はじめに

当事者の一方ないし双方から回答が得られた対象事件は17件で、当事者代理人の人数にして26人から回答が得られた（末尾添付資料2-1）。

双方当事者から回答が得られていない1件については、専門委員制度検証小委員会委員が、当該事件の記録を閲覧し、事案の把握を行った（把握可能な情報に限る。）。

以上の18件を対象として、アンケート結果の概要を説明する。

2 終了事由

終了事由は、**判決4件、和解14件**であった。

第4次アンケートでは判決と和解が同数であったが、これと比して、判決の割合が減少している。

3 診療科

アンケートの回答によると、専門委員の診療科は、整形外科3件、歯科3件、消化器外科3件、消化器内科2件、脳神経外科2件、呼吸器内科1件、循環器内科1件、婦人科1件、美容整形1件、呼吸器外科1件（鍼灸1件）⁵であった。1件で複数診療科にまたがる事案（複数専門委員選定）もあった。

第5次アンケートでは、対象件数が多くなかったため、診療科に関する顕著な傾向は認めれていないが、従前より歯科が多いことは指摘されており、これは本アンケートでも認められた。

5 同一事件について、一方当事者が呼吸器外科、他方当事者が鍼灸と回答していた。

4 専門委員(氏名、所属、専門分野)

アンケートの回答によると、専門委員の所属は、**大学病院 13 件(診療所との兼務を含む)、総合病院 3 件、不明 2 件**であり、大学病院が多かった。

近時、鑑定人と同様に、医療機関・裁判所・弁護士会間の協議会に参加している都内大学病院から推薦される専門委員が増加しており、これが影響しているものと考えられる。

5 利用目的(複数回答)

争点整理 14 件、 証拠調べ 7 件、 和解 4 件

医学的知見の補充 1 件、 鑑定的意見ないし簡易鑑定 1 件

回答によれば、主に争点整理での利用が多いことがわかる。

他方、証拠調べについて7件の回答がある。専門委員制度検証小委員会としては、利用目的での「証拠調べ」という選択肢は、民事訴訟法92条の2第2項⁶の専門委員の関与があったかについて尋ねたものであり、東京地方裁判所医療集中部において同条項の専門委員の関与が多く行われていると小委員会では把握していない。むしろ、証拠調べ7件との回答の中には簡易鑑定的な意見の開陳がなされたことをもって、「証拠調べ」と回答したことが考えられる。このように考えるならば、「鑑定的意見ないし簡易鑑定」を目的とした利用はアンケート回答としては1件であったが、実際には、これよりも多いものと推測される。

また、「和解」という選択肢も4件あるが、同選択肢は、本来、民事訴訟法92条の2第3項⁷の専門委員の関与があったかを尋ねる趣旨で設けている。アンケートを見る限り、また、東京地方裁判所医療集中部の運用に照らして、同条項の関与がなされていたとは考えにくく、結果

6 民事訴訟法92条の2第2項 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

(以下省略)

7 民事訴訟法92条の2第3項 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

として和解につながったことをもって、利用目的で「和解」と回答した
ものと思料する。なお、アンケートの質問では「結果をみてのご意見で
も結構です。」と付記しており、このような回答になることは許容して
いる。

6 関与の経緯

関与の経緯については、裁判所からの勧めとの回答が17件と圧倒的
に多く、ほとんどの事件では裁判所から専門委員の利用を促されている
というのが実態であると推測される。

その他に、原告の希望、被告の希望、双方の希望、どちらからともな
く希望との回答がそれぞれ1人ずつあり、当事者間でも認識の違いある
と考えられる。

7 人選

専門委員の人選については、アンケート回答の17件全件で「裁判所
から単数（複数名採用の場合は該当人数）候補を示された」との回答で
あった。ただし、1人の原告のみ「複数の候補者から選択」と回答して
いるが、同事件の被告は「単数」と回答していた。

第4 第5次アンケートに見る運用の実態

1 事前説明と同意

○ 事前説明の有無

あり 16件、 なし 2件

○ 説明内容（複数回答）

制度の趣旨 13件

関与の目的・理由 14件

選任の方法 13件

説明・意見が証拠とならない 14件

説明・意見は弁論の全趣旨としても斟酌されない 4件

弁護士会との申し合わせにより当事者双方の同意がある場合には、
専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての
意見を求めることができる扱いをしている 9件

○ 同意したか

同意した 18件

専門委員の関与は、双方当事者の意見を聴いた上で裁判所が決定することとされている（民事訴訟法92条の2第1項、第2項）。アンケート結果では、全事案で、専門委員関与について当事者の同意を得た上で関与が決定されていた。

関与時の説明内容については、ほとんどの事件で、制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、説明・意見が証拠とならないことについて裁判所からの説明があったとの回答があった。裁判所と双方当事者で専門委員を関与させる目的や理由、証拠化について認識の共通化がはかられているものと推測される。

2 実際の活動（複数回答）

裁判所等の質問に対する回答（質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成）	17件
医学的知見についての解説	14件
文献の教示	6件
簡易鑑定的な意見の開陳	6件
争点整理に関して（助言・意見）	5件
証拠調べに関して（助言・意見）	2件
鑑定事項に関して（助言・意見）	3件
鑑定人に関して（助言・意見）	1件
争点について具体的に回答（書面&出頭口頭）	2件

専門委員が参加する期日において、実際にどのような活動を行うかについては、アンケートの回答から当事者双方と裁判所が事前に協議して決めた質問事項に対して専門委員が回答するとの方法が多くの場合で行われていることがわかる。

結局のところ、事前に作成される質問事項が、どこまで当該事案に即したものであるかによって、一般的な説明といっても個別事案に対する意見ないし鑑定的意見に近いものとならざるをえないので、代理人としては質問事項作成の段階で、十分な検討が必要であるということになる。また、3分の1にあたる6件で「簡易鑑定的な意見の開陳」があったと回答している。

3 専門委員の意見等はどのように記録化されたか（複数回答）

専門委員の回答書面や期日における口頭説明・意見（以下「専門委員の意見等」）はどのように記録化されたかに対する回答は次のとおりであ

る。

回答書面が調書に添付された	16件
口頭説明・意見、質疑応答が逐語または要約調書に記録された	7件
口頭説明・意見、質疑応答が録音された	6件
録音データがCD等に記録され、これが調書に添付された	2件

裁判所等の質問に対し専門委員が回答書面を作成した場合は、同回答書面が調書に添付されることが基本であると認められる。

専門委員の説明ないし意見を証拠化する可能性があるのであれば、後日検証が可能な程度に記録化されていなければならない。

4 専門委員の意見等の証拠化について

(1) 証拠化について裁判所より尋ねられたか。

専門委員の意見等の証拠化について、裁判所より同意するか又は異議を述べないかを尋ねられたかについての回答は次のとおりである。

尋ねられた	4件
当事者双方同意した	3件
双方同意しなかった	0件
一方のみ同意した（原告）	1件
尋ねられなかった	11件
一方の回答が「尋ねられた」、もう一方が「尋ねられなかった」	1件
記憶にない・不明	2件

尋ねられなかった回答が多いのは、そもそも裁判所が、説明・意見が証拠とならないことを説明しており、かかる姿勢から証拠化について同意するか等を尋ねられないものと思料する。

(2) 記録化した記録を当事者が証拠として提出したか

専門委員の意見等につき記録化したものを当事者が証拠として提出したかについては、アンケート回答の全17件で提出しなかったとの回答であった。

専門委員より教示された文献を甲号証として提出したというものが1件あった。

5 専門委員の意見等が裁判官の心証に影響を与えたか

専門委員の意見等は裁判官の心証に影響を与えたかを質問したとこ

ろ、和解協議又は和解に影響を与えたとするものが10件、判決に影響を与えたとするものが2件であった。

心証に影響を与えたことがどのような形で表れていたか（複数回答可）という質問では、和解協議又は和解に影響を与えたとする回答では、専門委員の意見等に基づく心証の開示があった、和解案・結論が専門委員の意見等のおりであった等の回答があった。判決に影響を与えたとする回答では、専門委員の意見等は一切引用されていないが、他の書証を根拠に専門委員の意見等に沿う判断がされたという回答があった。

6 関与の結果についての意見

関与の結果について、良かった点、悪かった点についての選択式回答の集計結果は次のとおりである。

○ 良い点（複数回答）

医学的知見が得られた。	13件
公正中立の印象を受けた。	13件
争点が明確になった。	7件
適切な鑑定人の選任に役立った。	1件
鑑定事項の検討に役立った。	2件
尋問の内容・方法などが充実した。	0件
和解に役立った。	9件

○ 悪かった点（複数回答）

提供する医学的知見が偏っていた。	4件
医学的知識が充分でなかった。	2件
発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた。	1件
公平中立という印象を受けなかった。	2件
弁論主義・当事者主義に反しているところがあった。	1件
不明朗であった。	1件
役に立たなかった。	2件

その他、記述式の回答として、次のような回答があった。

- ・手術が問題となっているのに執刀経験がほとんどなかった。和解の内容も専門委員の説明とは関係がないとのことだった。
- ・説明は公正だったが、結論で突如医師よりになり、専門委員制度の限界を感じた。
- ・証拠との関係、裁判官の心証形成との関係が、よく分からない。判

決の場合、証拠にできるのか、証拠として出した場合どうなるのか（裁判官は証拠として取り扱わない、と言っていたが）、不明な部分が残った。

7 関与の仕方、運用等についての意見・感想（複数回答）

関与の仕方、運用等についての意見・感想につき選択式回答の集計結果は次のとおりである。

- ・ 専門委員は不要あるいは弊害がある。 1 件
- ・ 専門委員制度はもっと活用すべきである。 8 件
- ・ 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである。 4 件
- ・ 知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良い。 4 件
- ・ 専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである。 5 件
- ・ 専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う。 4 件
- ・ 専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良い。 7 件
- ・ 裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。 5 件
- ・ 関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである。 2 件
- ・ 手続的に位置づけがあいまいである。 5 件

8 専門委員制度についての意見・感想

自由記載欄に記入された意見・感想については、資料としてまとめたので参照されたい（末尾添付資料 2 - 2）。

第 5 第 5 次アンケートに見る専門委員制度の運用と当委員会の意見

第 5 次アンケートは、2017（平成 29）年以降に専門委員が選任された東京地方裁判所医療集中部係属事件のうち、2021（令和 3）年 12 月までに終局した専門委員関与事件として裁判所から通知を受けたものを対象としている。つまり、4 年強の期間の専門委員関与事件を対象としている。

東京地方裁判所医療集中部での平成 30 年～令和 4 年の新受件数が 138～183 件／年であるところ（関根澄子ほか「東京地方裁判所医療集中部（民事第 14 部、第 30 部、第 34 部、第 35 部）における事件概況等（令和 4 年）」法曹時報 75 巻 7 号 17 頁）、4 年強で専門委員関与事件が 18 件であるというのは、数としては少ない利用に止まると

いう評価になろう。これは、試行的運用の下での謙抑的な運用が継続されているゆえと考えられる。謙抑的な姿勢は、裁判所が行う説明内容にも現れている。すなわち、多くの事件で、専門委員関与に先立ち、「説明・意見が証拠とならない」「弁護士会との申し合わせにより当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしている」という説明がなされていることを挙げることもできる。

かかる運用の下、裁判所は、専門委員の利用が争点整理に役立つ考えた事件、さらに進んで解決につながると考えた事件を選んで、専門委員関与を当事者に促し、利用につながっていると推測される。その結果と考えられるが、アンケートでは、専門委員が関与した場合は、専門委員の意見等は裁判官の心証に影響を与え、和解協議又は和解、判決に影響を与えたとするものが多かった。

かかる運用、実績の下、アンケートでは、専門委員制度をもっと活用すべきとする意見も多い。

もっとも、以上のように謙抑的な運用がなされ事案の解決につながっていると見られること、専門委員制度をもっと活用すべきとする意見が多いことなどをもって、実際に専門委員制度を広く活用するべきなのかということについては、慎重な検討が必要である。

専門委員制度を広く活用するということは、従来の謙抑的な運用とは異なってくるということであり、これまでは、いかなれば厳選して専門委員を関与させていたところ、関与を増加させれば、正比例的に事件解決につながり、肯定的評価が増加するとは必ずしも言えないと考える。

また、今回のアンケートでも過去のアンケートでも、専門委員関与によって裁判官が形成した心証に基づき、勝訴判決や勝訴的和解を勝ち得た当事者は専門委員制度につき肯定的意見を述べる傾向にある。他方、裁判所からの勧めに応じて専門委員関与を受け入れた結果、敗訴判決を受けたり、望まない和解を受け入れなければならなくなった当事者が、批判的意見や二度と専門委員の関与には応じないという意見を述べることは、必ず見られるところである。それゆえ、制度の評価にあたっては当事者の評価が制度の運用を変える決定的根拠とならないことは念頭に置いておかなければならない。

さらに、専門委員制度は証拠調べ手続きとは別個の手続きとして導入され、専門委員の説明・意見が証拠として扱われるにあたっての手続きも、専門委員の説明・意見によって不利益を受けるおそれのある当事者の手続きも定められていない。その中で、とりわけ医療事件においては、

患者側・医療側を問わず両当事者代理人から、裁判所の心証形成が不透明になされかねないことにいまだ警戒感が強い。

当委員会の中にも専門委員制度の積極活用に対し、積極的な意見も消極的な意見も両論存在する。

以上を総合すれば、専門委員制度を積極的に活用することに賛同すべきかについては、今後も慎重に検討することを要し、活用の幅を広げていくにしても、解決しなければならない手続的課題は多い。

第6 専門委員制度を利用する場合の代理人として留意すべき点

第5に述べた当委員会の意見を踏まえれば、当事者代理人が専門委員制度をよく理解して、個別の事件において専門委員制度が適切に利用されるようにしていくことが重要と考える。そこで、最後に、第4次アンケートに関する2019（令和元）年12月「専門委員制度アンケート等結果報告書」に掲載した内容と同じものであるが、専門委員制度を利用する場合に代理人として留意すべき点を述べる。

- 1 専門委員制度は鑑定と違って、専門委員は裁判所の専門的知見を補うアドバイザーであり、その説明は証拠とならないのが大原則であることを認識しておくこと。
- 2 専門委員は説明を行うのであり、意見を述べるのは例外であって、当事者の同意を要すること。
- 3 説明と意見の違いは微妙なところがあり、評価的説明や意見は簡易鑑定になりうること。
- 4 したがって、専門委員の選任を裁判所が提案してきた場合は、その目的・理由および単なる一般的説明なのか、評価的意見に及ぶのかを尋ねて確認すること（裁判所から説明がない場合は、こちらから説明を求めることは何ら差し支えない）。
- 5 評価的な意見に及ぶ場合は、簡易鑑定に近いものになりうることを認識すること（それを望まないならば、簡易鑑定にならないように求めてもかまわないが、審理の促進には協力する姿勢を示すと良いだろう）。
- 6 専門委員候補者が人選として適切と考える理由（公平性・中立性に問題はなにか、その分野の本当の専門家と言えるか、臨床経験はあるのか等）を裁判所に尋ねた上で、意見を述べるとよい。
- 7 後日の反証を行う場合に備えて、記録化はどのような方法によるのか（調書にするのか、専門委員から説明文書をもらうのか、録音・反訳はするのか）を確認する。

- 8 専門委員の説明や意見を証拠にするのは例外であり、当事者の同意が必要であり、もし同意をすれば手続的保障を放棄したものとみなされることがありうることを知るべきである（ただし、弁論の全趣旨として裁判所が用いる場合に、当事者に同意を求めないことがありうるので注意）。もし証拠化に反対であれば明確にその旨を述べて調書への記載を求めること。
- 9 証拠にする場合は手続的保障はあるのか（意見書の提出などの反証の機会は与えられるのか、正式な鑑定申立は採用されるのか）を確認し、反証を検討する。
- 10 とにかく黙って同意するのではなく、何でも質問はした方が良い（それをするだけで裁判所は慎重な対応になる）。

以上

添付資料1

平成18年10月4日

医療集中部における専門委員の関与のあり方について

医療集中部において専門委員の説明を求める場合には、当面、下記の要領に基づいて行うこととする。

記

- 1 専門委員に説明を求める事項は、予め当事者双方の意見を聴いた上、裁判所が、できる限り具体的に定め、原則として書面に記載して当事者双方に示すこととする。
- 2 裁判所は、専門委員に対し、その説明を求める期日以前に、上記1で定めた説明を求める事項を示してその趣旨を明らかにするとともに、期日においては当該事項についての説明のみを行いそれ以外の発言をしないよう注意を求めることとする。
- 3 裁判所が相当と認め、かつ当事者双方が同意する場合には、専門委員に対して、一般的な知見の説明に加えて具体的な事項についての意見を求めるとの運用を試行的に行うこととする。

この運用をする際には、上記1及び2に加えて以下の点に留意する。

- (1) 専門委員制度が、本来、専門委員から一般的知見の説明を受けることを内容とするものであることに照らし、この運用は、当事者が専門家の協力を受けることが困難な場合など例外的な場合に限定して行う。
 - (2) 専門委員は、求められた事項についてのみ意見を述べ、原則としてあらかじめ作成した書面に基づいて意見を述べることとする。
 - (3) 専門委員が意見を述べた事項についても、当該意見が証拠資料にならないことを踏まえ、当事者に立証の機会を十分に確保する。
- 4 3の運用については、「医療機関、弁護士会及び裁判所との協議会」の幹事会において、平成19年夏までにそれまでの運用状況を踏まえて、これを見直すこととする。

添付資料 2 - 1 第 5 次アンケート集計結果

		①原告	②被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	内科(消化器)	内科(消化器)
問4	専門委員(所属等)	総合病院	大学病院
問5	利用目的	争点整理	不明
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、東響地裁の医療集中部においては弁護士会との申合わせにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し、個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	裁判長が中立的で厚く信頼できる方であった	事案の内容、原告らの主張との兼ねあいから、まさに一般的な医学的意見を補充するだけになる質問事項にすることで被告の主張・立証に支障がないと考えたから
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的知見についての解説 ・当事者双方と裁判所が協議して作成した質問事項に対する回答 ・簡易鑑定的な意見の開陳 ・争点について具体的に回答(書面&出頭口頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的知見についての解説 ・当事者双方と裁判所が協議して作成した質問事項に対する回答
	専門委員のしたこと で気になったこと		なし
問11	記録化の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・回答書面が調書に添付された ・口頭説明・意見 ・質疑応答が逐語または要約調書に記録された 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答書面が調書に添付された ・口頭説明・意見、質疑応答が録音された ・録音データがCD等に記録され、調書に添付された
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか		尋ねられた(当事者双方同意した)
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた 	<ul style="list-style-type: none"> ・和解協議はなかった(その後、さらに原告らからの主張がなされ、鑑定手続きとなった。鑑定の結果を受けて和解成立となった)
問15	関与の結果(良かった点)	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった ・和解に役立った 	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的知見が得られた
	関与の結果(悪かった点)		<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の関与はそもそも不必要であったが、そのために多くの日数を費やした。裁判所としては、簡易鑑定的に利用する意図があったと思われるが、そもそも鑑定自体も不要な事案であった。
問16	意見・感想	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の制度はもっと活用すべきである ・専門委員を鑑定人として鑑定してもらってもよいと思う ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらってもよいと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させてもよいと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員制度はもっと活用すべきである ・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらってよいと思う ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらってもよいと思う
問17	その他	カンファレンス鑑定の弊害を考えると専門委員が予め積極的に関与することを望む。専門委員が回答内容について当事者の質問に対して回答した場合(特に口頭で)には証拠価値を認めてよいと考える。	

		③原告	④被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事30部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	美容整形	婦人科
問4	専門委員(所属等)	大学病院	総合病院
問5	利用目的	争点整理	証拠調べ、和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	ない	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか？ 理由	はい	はい
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・当事者双方と裁判所が協議して作成した質問事項への回答 ・文献の教示	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・鑑定事項に関して(意見)
	専門委員のしたこと で気になったこと		
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された	・回答書面が調書に添付された(推測)
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられなかった	尋ねられた(当事者双方同意した)
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		専門委員の回答を、担当医師の陳述書で引用した。
問14	裁判官の心証への影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えたか不明 ・判決はなかった	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(和解交渉中の金額のさばき)
問15	関与の結果(良かった点)		・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	・役にたたなかった	
問16	意見・感想	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである	・専門委員制度はもっと活用すべきである
問17	その他	本件は特殊の事情があつて専門委員の活用に至つたもので、私見ではその役割は限定的であると考えている。本件は、任意の交渉段階で、医療機関側(代理人もいた)が診療の都度撮影された写真の開示を拒否するという特殊な事案だった(「写真は医療記録ではない」という理由で存在は肯定していたにもかかわらず。)。弁護士会のADRを利用して開示拒否の姿勢が不変であつたため、やむを得ず、有責性調査未了の段階で提訴した(医療記録を開示しないことも別途独立に請求原因に加えて賠償請求した。)。集中部では、裁判官の釈明により、目的の写真の開示を得られた。それをふまえて当方の協力医への相談と並行し、裁判所から専門委員の活用が本件ではふさわしいのではというサジェスチョンがあつたもの。あわせて、和解協議も進められ和解に至つた(有責の判断までは困難と考えられた)。	本件では事前準備が充実しており、その結果、相当な結果(和解成立)を導いた。

		⑤被告	⑥原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部	東京地裁民事34部
	終了事由	控訴	控訴
問3	診療科目	消化器外科(消火器)	整形外科
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	争点整理	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から示された複数の候補者の中から選択した
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと、専門委員の説明や意見は弁論の全趣旨としても斟酌されないこと、東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申し合わせにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと、専門委員の説明や意見は弁論の全趣旨としても斟酌されないこと、東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申し合わせにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	原告の主張が明らかに間違っていたため、専門委員によりその点の指摘がなされれば争点整理につながると判断した。	
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して(助言、意見)	・争点整理に関して(助言)
	専門委員のしたこと で気になったこと	専門委員が非常にまじめな先生で、質問事項9問合計2頁に対し、合計5頁の詳細な回答書が提出されたが、実質的な鑑定書のような内容であり、単なる知見を超える評価意見になっていた。	
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された	・不明
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられた(原告のみ同意した)	尋ねられなかった
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠	専門委員の回答を、担当医師の陳述書で引用した。	
問14	裁判官の心証への影響	・判決に際し、心証に影響を与えたか不明	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えなかった
問15	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・争点が明確になった	
	関与の結果(悪かった点)		・提供する医学的知見が偏っていた ・医学的知識が十分でなかった
問16	意見・感想	・一般論で制度の善し悪しは決め難い	・専門委員は不要あるいは弊害がある
問17	その他	一般論で制度の善し悪しを決めることは難しい。基本的には、弁護士が裁判所の心証をコントロールできなくなるような制度は良くないと考えるものの、当方に有利な意見が述べられたか否かで、具体的な事件毎に専門委員制度に対する親和性に差が出てしまうところである。	専門委員は次回から利用しない。 原告として専門医を用意する。 裁判所に任せるのはリスクが大きい。

		⑥被告	⑦原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事34部	東京地裁民事35部
	終了事由	控訴	和解
問3	診療科目	整形外科	内科(循環器)・外科(心臓)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	争点整理 その他(医学的知見の補充)	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的・理由、選任の方法)	あり(関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由		裁判官の知見に不安を感じていたため
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示 ・争点整理に関して(助言)
	専門委員のしたこと で気になったこと		
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された	・回答書面が調書に添付された ・口頭説明・意見、質疑応答が逐語または要約調書に記録された ・口頭説明・意見、質疑応答が録音された
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられなかった	尋ねられなかった
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠	専門委員の回答に反論する協力医の意見書が原告から提出された	
問14	裁判官の心証への影響	・判決に際し、心証に影響を与えた	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えなかった
問15	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった
	関与の結果(悪かった点)		
問16	意見・感想	・手続的に位置づけがあいまいである	・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらっても良いと思う ・専門委員に事実上鑑定に渡る意見を言ってもらって良いと思う ・関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである ・手続的に位置づけがあいまいである
問17	その他		専門委員の見解は、原告の主張を支持する内容であった。他方、被告は私的鑑定書を次々と提示して同見解への反論を続けたため、審理は長期化した。しかし、専門委員には被告の事後的反論の妥当性を検討する機会是与えられなかった。

		⑦被告	⑧原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事14部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	循環器	歯科(矯正歯科)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	
問5	利用目的	争点整理	証拠調べ、和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと、東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申し合わせにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと、東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申し合わせにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	特になし	
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示 ・証拠調べに関して(意見) ・鑑定事項に関して(意見)
	専門委員のしたこと で気になったこと	特になし	
問11	記録化の方法	・録音データがCD等に記録され、これが調書に添付された	・回答書面が調書に添付された
問12	証拠化について裁判 所から尋ねられたか		
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への 影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えたか不明	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えたか不明
問15	関与の結果(良かった 点)		・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった 点)	・提供する医学的知見が偏っていた ・医学的知識が充分でなかった	
問16	意見・感想	・最新の知見がなく、その後、大変であった	・専門委員制度はもっと活用すべきである ・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである
問17	その他		

		⑧被告	⑨原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	歯科(矯正歯科)	外科(脳神経)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	争点整理	争点整理・証拠調べ・和解
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)	裁判所からのすすめ
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的・理由、選任の方法)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由		裁判長が中立的で厚く信頼できる方であった
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・簡易鑑定的な意見の開陳 ・争点について具体的に回答(書面&出頭口頭)
	専門委員のしたこと で気になったこと		
問11	記録化の方法	・口頭説明・意見、質疑応答が録音された	・回答書面が調書に添付された ・口頭説明・意見、質疑応答が逐語または要約調書に記録された
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられなかった	
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えたか不明	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(専門委員の回答に基づく和解案の提示)
問15	関与の結果(良かった点)		・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	・提供する医学的知見が偏っていた	
問16	意見・感想		・専門委員制度はもっと活用すべきである ・専門委員を鑑定人として鑑定をしても良かったと思う ・専門委員に事実上鑑定に渡る意見を言ってもらって良いと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う
問17	その他	抜歯矯正法が主流のなか、非抜歯矯正を積極的に採用している被告の行った矯正治療に関し、その治療法の選択と効果が争われた事案である。専門委員は抜歯矯正に立つ主流派であったため、最初から被告の治療法に対し冷淡な姿勢が見受けられた。治療法の対立がある場合には、双方の立場から専門委員を1名ずつ選任するといった配慮が必要と感じた。なお、本件は専門委員の関与後、当事者尋問を実施し、被告の治療に過誤がないという前提にて実質的には被告勝訴の和解となった。専門委員の意見がどのように役立ったのかは不明である。	カンファレンス鑑定の弊害を考えると専門委員が予め積極的に関与することを望む。専門委員が回答内容について当事者の質問に対して回答した場合(特に口頭で)には証拠価値を認めて良いと考える。

		⑨被告	⑩被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事14部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	外科(脳神経)	歯科(補綴歯科・インプラント)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	争点整理・和解	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(訴訟指揮)	裁判所からの示唆、原告の希望
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された。
問8	裁判所からの事前の説明	ない(両代理人とも医療訴訟を専門としていて当然のことと理解していた)	あり(選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由		解決が早いと考えたため。
問10	専門委員の実際の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・争点整理に関して(助言・意見) ・簡易鑑定的な意見の開陳 	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)
	専門委員のしたことなどで気になったこと	争点になっている手術について専門委員の経験が執刀医として5例以下しかなく、裁判所の質問に対して「知り合いから聞いた」とか、説明の根拠が薄弱であった	
問11	記録化の方法	・口頭説明・意見、質疑応答が録音された(と思われる)	・不明
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられなかった	尋ねられなかった
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えたか不明	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(専門委員の意見等を根拠とする口頭での心証の開示があった)
問15	関与の結果(良かった点)	・公正中立の印象を受けた	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・鑑定事項の検討に役立った ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	<ul style="list-style-type: none"> ・役に立たなかった ・手術が問題となっているのに執刀経験がほとんどなかった。和解の内容も専門委員の説明とは関係がないとのことだった 	
問16	意見・感想	・鑑定と異なり、裁判所内ですでに専門委員候補としてピックアップしている者の中から選出することになりやすく、本件のような手術の経験を加味した選出にはなりにくいので、関与した意味は乏しかった	・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである
問17	その他		本事件についての専門委員の回答には何ら異論はなかったが、同専門委員が裁判所の鑑定人や専門委員として登場し得る立場であったにもかかわらず、別の複数の事件において、患者側協力医として意見書を提出するケースが散見された。裁判所の心証に影響を与えるため、個人的には、専門委員や鑑定人を受け入れる立場の方には、当事者の協力医という立場で訴訟に介入頂くことを極力控えて頂きたいと感じる。

		⑪原告	⑫原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	歯科(補綴歯科・インプラント・根管治療)	外科(消化器)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	不明
問5	利用目的	証拠調べ	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ	原告の希望
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された。	裁判所から単数の候補者を示された。
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)	ない(知っていることが前提であった。)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由		・裁判所の専門的知見の補充 ・費用が掛からない
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・文献の教示	・医学的知見についての解説 ・裁判所の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して、裁判所が作成) ・文献の教示 ・争点整理に関しての助言・意見
	専門委員のしたこと で気になったこと		
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された。 ・口頭説明・意見、質疑応答が逐語または要約調書に記録された。	・回答書面が調書に添付された。 ・口頭説明・意見、質疑応答が逐語または要約調書に記録された。 ・口頭説明・意見、質疑応答が録音された。
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられなかった	尋ねられた(当事者双方同意した)
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		教示された文献を甲号証として提出した。
問14	裁判官の心証への影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(心証に影響を与えたことが特に形の上で表れていないが、結論が専門委員の意見等のとおりであった)	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(専門委員の意見等を根拠とする口頭での心証の開示があった)
問15	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった ・和解に役立った	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた ・争点が明確になった ・和解に役立った
	関与の結果(悪かった点)	・弁論主義・当事者主義に反しているところがあった ・不明朗であった(証拠との関係、裁判官の心証形成との関係が正確かつ厳密にはよくわからない。和解で終了したが、判決の場合、証拠にできるのか、証拠として出した場合どうなるのか(裁判官は証拠として取り扱わない、と言っていたが)、不明な部分が残った)	
問16	意見・感想	・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。(ただし、ケースバイケースである) ・関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである ・手続的に位置づけがあいまいである	・専門委員制度はもっと活用すべきである ・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである
問17	その他		裁判所の知見の補充には有用。鑑定と比べ、時間がかからず、費用が掛からないので、原告としては有用。

		⑬原告	⑬被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	外科(消化器)	内科(循環器)・外科(消化器)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	争点整理	争点整理
問6	関与の経緯	双方もしくはどちらともなく希望	裁判所からのすすめ(訴訟指揮・示唆)
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと、専門委員の説明や意見は弁論の全趣旨としても斟酌されないこと、東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申合せにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)	あり(関与の目的・理由)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	その後の鑑定人を選任する為だけの利用だったので特に断る理由がないから	鑑定を視野に入れた専門委員の関与が必要と考えられたから
問10	専門委員の実際の活動	・鑑定事項に関して助言 ・鑑定人に関して助言	・鑑定事項に関して意見 ・鑑定人に関して意見
	専門委員のしたこと で気になったこと		
問11	記録化の方法	・不明	・不明
問12	証拠化について裁判 所から尋ねられたか	尋ねられなかった	尋ねられなかった
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への 影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えなかった	
問15	関与の結果(良かった 点)	・適切な鑑定人の選任に役立った ・鑑定事項の検討に役立った	・争点が明確になった ・適切な鑑定人の選任に役立った ・鑑定事項の検討に役立った
	関与の結果(悪かった 点)		
問16	意見・感想	・専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見をしてもらっても良いと思う	・専門委員制度はもっと活用すべきである ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見をもらっても良いと思う ・手続的に位置づけがあいまいである
問17	その他		裁判所ごとに扱いが異なるので、全国的な指針を作るなどできないか。

		⑭原告	⑭被告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	控訴	控訴
問3	診療科目	整形外科	整形外科
問4	専門委員(所属等)	総合病院	総合病院
問5	利用目的	和解	証拠調べ
問6	関与の経緯	・裁判所からのすすめ(訴訟指揮・示唆) ・原告の希望	裁判所からのすすめ(訴訟指揮・示唆)
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと、専門委員の説明や意見は弁論の全趣旨としても斟酌されないこと、東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申合せにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)	あり(関与の目的・理由、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと、専門委員の説明や意見は弁論の全趣旨としても斟酌されないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	専門委員の意見で和解が進むと考えたから	原告提出の画像の読み方や解釈についての意見を専門委員から得て、裁判所の理解力を高めたいと裁判官より言われて同意した。
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成) ・簡易鑑定的な意見の開陳	・不明(専門委員の意見を示してもらってはならず、裁判所が専門委員を実際に依頼、選任したのかも、小職には不明のまま終わった。)
	専門委員のしたこと で気になったこと		
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された ・口頭説明・意見、質疑応答が逐語または要約調書に記録された	・不明 ・その他(専門委員の回答や説明の有無や存在自体が不明だった。)
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられなかった	尋ねられなかった
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(心証に影響を与えたことが特に形の上で表れていないが、結論が専門委員の意見等のとおりであった)	・和解協議はなかった ・判決に際し、心証に影響を与えたか不明
問15	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた	
	関与の結果(悪かった点)		
問16	意見・感想	・専門委員制度はもっと活用すべきである ・知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う ・専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う ・専門委員に事実上鑑定にわたる意見をしてもらっても良いと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う	
問17	その他	本件は、原告が生活保護受給者で、鑑定費用を用意できず、医学的知見を補充する上で、専門委員は役だったが、証拠にはできない関係で、和解もできず、現在、控訴審で審議が続いている。	本件では裁判所による専門委員の依頼や選任は結果的にはなされなかったのだと思われる。判決文中には専門委員の関与を推測させる記述は無い。

		⑮ ※小委員会委員による記録閲覧結果に基づく	⑯原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部	東京地裁民事14部
	終了事由	和解	和解
問3	診療科目	脳神経外科	内科(呼吸器)
問4	専門委員(所属等)	不明	大学病院
問5	利用目的	争点整理	証拠調べ
問6	関与の経緯	裁判所からの勧め	裁判所からの勧め、原告の希望
問7	人選方法	不明	裁判所から単数の候補者を示された
問8	裁判所からの事前の説明	あり(争点又は証拠の整理等の手続に専門委員を関与させる旨の説明があったと思われる)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと、東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申し合わせにより当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	不明	事案の性質から
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答。 ・簡易鑑定的な意見の開陳。	・医学的知見についての解説。 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)。
	専門委員のしたこと で気になったこと		説明は医学的に適正であったと思うが、結論は不合理に医師寄りであったと思います。
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された。	・回答書面が調書に添付された。
問12	証拠化について裁判 所から尋ねられたか	不明	尋ねられた
問13	証拠提出の有無	不明	提出しなかった
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への 影響	不明	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(専門委員の意見等を根拠とする口頭での心証の開示があった)
問15	関与の結果(良かった 点)		・医学的知見が得られた
	関与の結果(悪かった 点)		・公正中立という印象を受けなかった。 ・説明は公正であったが、結論で突如医師よりになり、専門委員制度の限界を感じた
問16	意見・感想		専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである
問17	その他		

		⑩被告	⑪原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事14部	東京地裁民事35部
	終了事由	和解	判決
問3	診療科目	内科(呼吸器)	外科(呼吸器)
問4	専門委員(所属等)	大学病院	大学病院
問5	利用目的	・争点整理 ・簡易鑑定的な意見	証拠調べ
問6	関与の経緯	被告の希望	原告の希望
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された	裁判所から単数の候補者を示された。
問8	裁判所からの事前の説明	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)	あり(制度の趣旨、関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由	争点はXP画像の読影の適否であり、専門医の意見が必要な事案であった。仮に、過失ありとなっても、死亡結果との因果関係が認められるとは考えられず、比較的低額での解決が予想されたため、鑑定や私的意見書によるよりも、専門委員の利用に適した事案と考えられた。	当方がその関与を希望したから
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説。 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)。 ・簡易鑑定的な意見の開陳。	・医学的知見についての解説。 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)。
	専門委員のしたこと で気になったこと		
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された。	・回答書面が調書に添付された。
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられなかった	尋ねられなかった
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(専門委員の意見等を根拠とする口頭での心証の開示があった)	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(専門委員の意見等を根拠とする口頭での心証の開示があった。) ・判決に際し、心証に影響を与えた(専門委員の意見等は一切引用されていないが、他の書証を根拠に専門委員の意見等に沿う判断がされた。)
問15	関与の結果(良かった点)	・公正中立という印象を受けた ・和解の役に立った	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた
	関与の結果(悪かった点)		
問16	意見・感想	・手続的に位置付けがあいまいである(が、事案によっては、利用されてもよいと考える)	・専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う ・裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う
問17	その他		

		①被告	⑧原告
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部	東京地裁民事35部
	終了事由	判決	和解
問3	診療科目	鍼灸	整形外科
問4	専門委員(所属等)	大学病院	
問5	利用目的	・争点整理 ・証拠調べ	争点整理
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(訴訟指揮・示唆)	裁判所からのすすめ(訴訟指揮・示唆)
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された。	裁判所から単数の候補者を示された。
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的・理由)	あり(関与の目的・理由、選任の方法、専門委員の説明や意見が証拠とならないこと)
問9	同意したか?	はい	はい
	理由		訴訟から鑑定は相当ではないと思われたため。
問10	専門委員の実際の活動	・医学的知見についての解説。 ・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)。 ・証拠調べに関して助言。	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)。
	専門委員のしたこと で気になったこと		専門委員の意見が被告よりのものであり、専門委員自身の執筆する文献とも矛盾する内容であった。
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された。	・口頭説明・意見、質疑応答が逐語または要約調書に記録された。
問12	証拠化について裁判所から尋ねられたか	尋ねられなかった	尋ねられなかった
問13	証拠提出の有無	提出しなかった	提出しなかった
	関連提出証拠		
問14	裁判官の心証への影響	・判決に際し、心証に影響を与えたか不明	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(専門委員の見解を前提とした和解案が示され受け入れざるを得なかった)
問15	関与の結果(良かった点)	・医学的知見が得られた ・公正中立の印象を受けた	
	関与の結果(悪かった点)	・専門委員の回答が知見の補充の範囲を越えて意見に及んでいた	・提供する医学的知見が偏っていた ・公平中立という印象を受けなかった
問16	意見・感想	・専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである ・専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである	・専門医の意見を得るにあたり、専門委員を関与させないのであれば、鑑定によるべきということになるが、本件で鑑定を実施することは相当とも思えない。専門委員制度はもう利用しない。
問17	その他		

⑩被告		
問1	係属部・裁判官	東京地裁民事35部
	終了事由	和解
問3	診療科目	整形外科
問4	専門委員(所属等)	大学病院／診療所
問5	利用目的	・争点整理 ・簡易鑑定的な意見
問6	関与の経緯	裁判所からのすすめ(訴訟指揮・示唆)
問7	人選方法	裁判所から単数の候補者を示された。
問8	裁判所からの事前の説明	あり(関与の目的・理由、選任の方法、東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申し合わせにより当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること)
問9	同意したか?	はい
	理由	レントゲン画像の評価等が問題となっており、一般的な医学文献だけでは不十分で、当該事案に対する専門家の具体的な意見が必要となる事案であったが、訴額が低額であるため、私的意見書の提出や鑑定制度の利用よりも、専門委員制度を簡易鑑定的に利用することが適していると判断したため。
問10	専門委員の実際の活動	・裁判所等の質問に対する回答(質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成)。 ・簡易鑑定的な意見の開陳。
	専門委員のしたこと で気になったこと	
問11	記録化の方法	・回答書面が調書に添付された。 ・口頭説明・意見が要約調書に記録された。 ・口頭説明・意見、質疑応答が録音された。
問12	証拠化について裁判 所から尋ねられたか	尋ねられなかった
問13	証拠提出の有無	提出しなかった
	関連提出証拠	
問14	裁判官の心証への 影響	・和解協議又は和解に際し、心証に影響を与えた(特にないが、結論が専門委員の意見等のとおりであった)
問15	関与の結果(良かった 点)	
	関与の結果(悪かった 点)	・公正中立の印象を受けた ・和解に役立った
問16	意見・感想	
問17	その他	

添付資料 2 - 2

【第5次アンケート回答における代理人弁護士の意見】

※ 問 17 に対する回答（自由記載）を記載した（質問内容は、添付資料 4 を参照されたい）。

（①事件原告代理人）

カンファレンス鑑定の弊害を考えると専門委員が予め積極的に関与することを望む。専門委員が回答内容について当事者の質問に対して回答した場合（特に口頭で）には証拠価値を認めてよいと考える。

（③事件原告代理人）

本件は特殊の事情があって専門委員の活用に至ったもので、私見ではその役割は限定的であると考えている。本件は、任意の交渉段階で、医療機関側（代理人もいた）が診療の都度撮影された写真の開示を拒否するという特殊な事案だった（「写真は医療記録ではない」という理由で存在は肯定していたにもかかわらず。）。弁護士会の ADR を利用しても開示拒否の姿勢が不変であったため、やむを得ず、有責性調査未了の段階で提訴した（医療記録を開示しないことも別途独立に請求原因に加えて賠償請求した。）。集中部では、裁判官の釈明により、目的の写真の開示を得られた。それをふまえて当方の協力医への相談と並行し、裁判所から専門委員の活用が本件ではふさわしいのではというサジェスションがあったもの。あわせて、和解協議も進められ和解に至った（有責の判断までは困難と考えられた）。

（④事件被告代理人）

本件では事前準備が充実しており、その結果、相当な結果（和解成立）を導いた。

（⑤事件原告代理人）

一般論で制度の善し悪しを決めることは難しい。基本的には、弁護士が裁判所の心証をコントロールできなくなるような制度は良くないと考えるものの、当方に有利な意見が述べられたか否かで、具体的事件毎に専門委員制度に対する親和性に差が出てしまうところである。

（⑤事件原告代理人）

専門委員は次回から利用しない。
原告として専門医を用意する。
裁判所に任せるのはリスクが大きい。

（⑦事件原告代理人）

専門委員の見解は、原告の主張を支持する内容であった。他方、被告は私的鑑定書を次

々と提示して同見解への反論を続けたため、審理は長期化した。しかし、専門委員には被告の事後的反論の妥当性を検討する機会は与えられなかった。

(⑧事件被告代理人)

抜歯矯正法が主流のなか、非抜歯矯正を積極的に採用している被告の行った矯正治療に関し、その治療法の選択と効果が争われた事案である。専門委員は抜歯矯正に立つ主流派であったため、最初から被告の治療法に対し冷淡な姿勢が見受けられた。治療法の対立がある場合には、双方の立場から専門委員を1名ずつ選任するといった配慮が必要と感じた。なお、本件は専門委員の関与後、当事者尋問を実施し、被告の治療に過誤がないという前提にて実質的には被告勝訴の和解となった。専門委員の意見がどのように役立ったのかは不明である。

(⑨事件原告代理人)

カンファレンス鑑定の弊害を考えると専門委員が予め積極的に関与することを望む。専門委員が回答内容について当事者の質問に対して回答した場合（特に口頭で）には証拠価値を認めて良いと考える。

(⑩事件被告代理人)

本事件についての専門委員の回答には何ら異論はなかったが、同専門委員が裁判所の鑑定人や専門委員として登場し得る立場であったにもかかわらず、別の複数の事件において、患者側協力医として意見書を提出するケースが散見された。裁判所の心証に影響を与えるため、個人的には、専門委員や鑑定人を受ける立場の方には、当事者の協力医という立場で訴訟に介入頂くことを極力控えて頂きたいと感じる。

(⑫事件原告代理人)

裁判所の知見の補充には有用。鑑定と比べ、時間がかからず、費用が掛からないので、原告としては有用。

(⑬事件被告代理人)

裁判所ごとに扱いが異なるので、全国的な指針を作るなどできないか。

(⑭事件原告代理人)

本件は、原告が生活保護受給者で、鑑定費用を用意できず、医学的知見を補充する上で、専門委員は役だったが、証拠にはできない関係で、和解もできず、現在、控訴審で審議が続いている。

(⑮事件被告代理人)

本件では裁判所による専門委員の依頼や選任は結果的にはなされなかったのだと思われる。判決文中には専門委員の関与を推測させる記述は無い。

添付資料 3 - 1

専門委員規則（原文は縦書き）

平成一五年一月一二日最高裁判所規則第二〇号

専門委員規則を次のように定める。

専門委員規則

（任命）

第一条 専門委員は、専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所が任命する。

（欠格事由）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、建築士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として除名、業務禁止、登録抹消、免許取消し又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由（建築士にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第七条第三号に規定する欠格事由に限る。）に該当する者
- 五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者

（任期）

第三条 専門委員の任期は、二年とする。

（所属等）

第四条 専門委員の所属する裁判所は、最高裁判所が定める。

第五条 所属の裁判所以外の他の裁判所における事件の処理のために特に必要がある場合において、当該他の裁判所又は所属の裁判所のいずれか一方が他方の所在地を管轄する上級裁判所であるときはその上級裁判所が、それ以外の場合は当該他の裁判所と所属の裁判所に共通する直近上級の裁判所が、所属の裁判所の専門委員に当該他の裁判所の専門委員の職務を行わせることができる。

（解任）

第六条 最高裁判所は、専門委員が第二条各号のいずれかに該当するに至ったとき

は、これを解任しなければならない。

2 最高裁判所は、専門委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない行為があると認められるとき。

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 専門委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、専門委員が所属の裁判所(その裁判所に支部が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する専門委員について指定する裁判所又は支部)又はこれと同一の場所にある他の裁判所又は支部で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。

2 前項に定めるもののほか、専門委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第百八号)の施行の日から施行する。

添付資料 3 - 2

専門委員規則（原文は縦書き）

平成一五年十一月一二日最高裁判所規則第二〇号
改正 同二四年七月一七日最高裁判所規則第九号

専門委員規則を次のように定める。

専門委員規則

（任命）

第一条 専門委員は、専門的な知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所が任命する。

（平二四最裁規九・一部改正）

（欠格事由）

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
 - 四 弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者
 - 五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者
- （平二四最裁規九・一部改正）

（任期）

第三条 専門委員の任期は、二年とする。

（所属等）

第四条 専門委員の所属する裁判所は、最高裁判所が定める。

第五条 所属の裁判所以外の他の裁判所における事件の処理のために特に必要がある場合において、当該他の裁判所又は所属の裁判所のいずれか一方が他方の所在地を管轄する上級裁判所であるときはその上級裁判所が、それ以外の場合は当該他の裁判所と所属の裁判所に共通する直近上級の裁判所が、所属の裁判所の専門委員に当該他の裁判所の専門委員の職務を行わせることができる。

（解任）

第六条 最高裁判所は、専門委員が第二条各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

2 最高裁判所は、専門委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない行為があると認められるとき。

(旅費、日当及び宿泊料)

第七条 専門委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、専門委員が所属の裁判所（その裁判所に支部が設けられている場合においては、当該裁判所がその所属する専門委員について指定する裁判所又は支部）又はこれと同一の場所にある他の裁判所又は支部で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。

2 前項に定めるもののほか、専門委員に支給する旅費、日当及び宿泊料については、別に最高裁判所の定めるところによる。

附則抄

(施行期日)

1 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百八号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一六年四月一日)

附則（平成二四年七月一七日最高裁判所規則第九号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二五年一月一日)

添付資料 4

2021（令和3）年12月23日

東京地方裁判所平成●●年（ワ）第●●●●号事件

原告代理人

弁護士 _____ 先生

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会
委員長 後藤真紀子
同 専門委員制度検証小委員会
小委員長 弓仲忠昭

専門委員制度（医療訴訟）アンケートのお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成15年民事訴訟法改正により新設された専門委員制度が施行された際には、各方面の弁護士から問題点や危惧も表明され、裁判所による検証とは別に、弁護士会側からの検証作業も必要ではないかとの趣旨から、当協議会でも小委員会を設けて、医療訴訟において導入後同制度がどのように利用され、健全に機能しているのか、検討をしてまいりました。

当協議会では、2006（平成18）年以来複数回にわたり、同制度についてのアンケートを実施し、その結果を「専門委員制度検証小委員会報告書」（2008年3月）、「専門委員制度アンケート結果報告書」（2015年6月）及び「専門委員制度アンケート等結果報告書」（2019年12月）として（各弁護士会のホームページで）公表して参りました。

この度、その後の運用状況を把握し、今後の同制度の運用についてさらに検討するため、裁判所から当委員会への情報提供を受け、前回アンケート実施以降に同制度をご経験された先生方を対象に、その実情についてのアンケート調査を引き続き実施させていただくこととなりました。

そこで、先生にはご多忙中のところ恐縮ですが、本アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。このたびのアンケートのお願いにあたりましては、担当事件での専門委員制度の利用、事件の終了から相当期間を経過したため、ご回答にあたりお手数をおかけする先生方もいらっしゃると思います。この点、あらかじめお詫び申し上げます。

本アンケートは1事件につき1通のご回答をいただく形式になっておりますので、もし複数の医療過誤事件について専門委員制度をご経験されておられる場合は（他の裁判所でのご経験も含めて）、大変お手数をおかけしますが、本アンケート用紙をコピーしていただき、1事件について1通のご回答をいただけますと幸いです。ご回答の際には、同封の

返信用封筒にてご送付ください。

なお、ご回答をいただいた先生方には、将来、当アンケートの集計結果を取りまとめた際に、ご報告させていただきます。

本アンケートの回答結果を専門委員制度のより良い活用に役立てて行く所存ですので、何卒、ご協力賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

下記の質問の回答欄にレ点をお付けいただくか、記入欄へのご記入をお願いいたします。

なお、集計整理の都合上、**2022年2月10日までに**、同封の返信用封筒で郵送、または、下記担当事務局宛にFAX送信にて、ご回答いただけると幸甚です。

なお、共同受任の先生は、ご相談の上どちらかお一人からご回答をいただければ結構です。

何かご質問・ご意見がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

敬具

記

【本件に関するお問合せ先】

東京三会医療関係事件検討協議会
専門委員制度検証小委員会
小委員長 弓仲 忠昭
〒164-0011 中野区中央3-39-1
たんぽぽ館1F たんぽぽ法律事務所
TEL:03-5342-4001 FAX:03-5342-4002
e-mail: LEQ06363@nifty.ne.jp

【アンケート回答送付先】

東京三会医療関係事件検討協議会
担当事務局 玉山 智恵
〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館6階
東京弁護士会 司法調査課
TEL:03-3581-2207 (内線3672)
FAX:03-3581-0865
e-mail: tamayamac@toben.or.jp

4. 専門委員の方の氏名、所属、専門分野がわかればご記載下さい（複数名の場合、全員をご記載下さい。）。

氏名:

所属病院等:

専門:

5. 専門委員の制度を利用した目的は何でしたか（結果をみてのご意見でも結構です。複数記入可）。

争点整理

証拠調べ

和解

その他（ ）

不明

6. 専門委員関与の経緯をご教示下さい。

裁判所からのすすめ（訴訟指揮・示唆）

原告の希望

被告の希望

双方もしくはどちらともなく希望

その他（ ）

7. 専門委員人選の方法をご教示下さい。

裁判所から単数の候補者を示された。

裁判所から示された複数の候補者の中から選択した。

当事者が推薦した。

学会から推薦を受けた。

不明

8. 専門委員関与に際し、裁判所から事前に制度の趣旨、関与の理由などの説明がありましたか。

ない

あり⇒（ありとお答えの場合、どのような説明がありましたか）

制度の趣旨 関与の目的、理由 選任の方法

専門委員の説明や意見が証拠とならないこと

専門委員の説明や意見は弁論の全趣旨としても斟酌されないこと

東京地裁の医療集中部においては弁護士会との申合せにより、当事者双方の同意がある場合には、専門委員に対し個別的具体的な事件における診療行為等についての意見を求めることができる扱いをしていること

その他（ ）

9. 専門委員が手続に関与することについて同意しましたか。

はい

いいえ

*同意した理由あるいは不同意とした理由などに関し、ご意見、ご感想などをご自由にお書き下さい。

10. 専門委員は実際に何をしましたか（複数回答可）。

医学的知見についての解説

裁判所等の質問に対する回答

質問事項は裁判所が作成

質問事項は当事者双方と裁判所が協議して作成

予め質問事項は作成せずその場で裁判所のみが質問した

予め質問事項は作成せずその場で裁判所・当事者が適宜質問した

その他（ ）

文献の教示

争点整理に関して { 助言 意見 その他（ ） }

証拠調べに関して { 助言 意見 その他（ ） }

鑑定事項に関して { 助言 意見 その他（ ） }

鑑定人に関して { 助言 意見 その他（ ） }

和解に関して { 助言 意見 その他（ ） }

簡易鑑定的な意見の開陳

不明

その他（ ）

*専門委員のしたことで気になったことがあれば、ご自由にお書き下さい。

(例：専門的知見に基づく説明の予定が、争点に関する医学的評価に及ぶ意見を述べた等)

11. 専門委員の回答書面や期日における口頭説明・意見はどのように記録化されましたか（分かる範囲でご回答ください。複数回答可）。

回答書面が調書に添付された

口頭説明・意見、質疑応答が逐語または要約調書に記録された

口頭説明・意見、質疑応答が録音された

録音データが CD 等に記録され、これが調書に添付された

不明

その他（ ）

12. 専門委員の回答書面や期日における口頭説明・意見の証拠化について、裁判所より同意するか又は異議を述べないかを尋ねられましたか。

尋ねられた

⇒（尋ねられたとお答えの場合、同意をしましたか）

当事者双方同意した

双方同意しなかった

一方のみ同意した（同意した当事者に○： 原告 ・ 被告 ）

尋ねられなかった

13. 前記 11 の記録を当事者が証拠として提出しましたか。

提出しなかった

提出した（提出した当事者に○： 原告 ・ 被告 ）

⇒どのような方式で証拠提出されましたか（例：謄写した調書を甲号証として提出）

（
）

*前記 11 の記録を証拠とする以外に、関連して提出された証拠があれば、お書き下さい。

（例：専門委員への回答書面に対する協力医の意見書が提出された等）

--

14. 専門委員の回答書面の内容、説明、意見は、裁判官の心証に影響を与えましたか。

(1) 和解協議又は和解 和解協議はなかった

与えなかった 不明

与えた

⇒心証に影響を与えたことがどのような形で表れていましたか（複数回答可）

専門委員の意見等を根拠とする口頭での心証の開示があった

特にないが、結論が専門委員の意見等のおりであった

その他（例：専門委員の意見等を根拠とする和解所見が書面で提示された等）

（
）

(2) 判決 判決はなかった

与えなかった 不明

与えた

⇒心証に影響を与えたことがどのような形で表れていましたか（複数回答可）

専門委員の意見を証拠としていた

⇒証拠とされた記録は何ですか

（例：甲号証として提出された回答書や調書の写し、調書そのもの等）

（
）

「弁論の全趣旨」として、専門委員の意見等に沿う判断がされた

- 専門委員の意見等は一切引用されていないが、他の書証を根拠に専門委員の意見等に沿う判断がされた
- その他 ()

15. 専門委員の関与の結果について

(1) 専門委員が関与して良かった点 (複数回答可)

- 医学的知見が得られた。
- 公正中立の印象を受けた。
- 争点が明確になった。
- 適切な鑑定人の選任に役立った。
- 鑑定事項の検討に役立った。
- 尋問の内容・方法などが充実した。
- 和解に役立った。
- その他 ()

(2) 専門委員が関与して悪かった点 (複数回答可)

- 提供する医学的知見が偏っていた。
- 医学的知識が充分でなかった。
- 発言が知見の補充の範囲を越えて意見にまたがっていた。
- 公平中立という印象を受けなかった。
- 弁論主義・当事者主義に反しているところがあった。
- 不明朗であった。
- 役に立たなかった。
- その他 ()

16. 関与の仕方、運用等についての意見・感想 (複数回答可)

- 専門委員は不要あるいは弊害がある。(弊害の例:)
- 専門委員制度はもっと活用すべきである。
- 専門委員の役割をもっとはっきりさせるべきである。
- 知見の補充だけでなく、当事者に異議がなければ意見を述べてもらって良いと思う。
- 専門委員の役割はあくまで知見の補充にとどまるべきである。
- 専門委員を鑑定人として鑑定をしてもらっても良いと思う。
- 専門委員に事実上鑑定にわたる意見を言ってもらっても良いと思う。
- 裁判所の判断に専門委員の意見を反映させて良いと思う。
- 関与にあたって制度の趣旨・役割の範囲などもっと十分な説明をすべきである。
- 手続的に位置づけがあいまいである。
- その他 ()

17. その他どのようなことでも結構ですので、専門委員制度についてのご意見・ご感想をご自由にご記載願います（本アンケートに関する意見でも構いません）。

ご協力有り難うございました。ご回答いただいた日にち、ご氏名などご記入下さい。

回答記載日 202 (令和)年 月 日

所属弁護士会名 (弁護士会)

ご氏名 ()

以上

あ と が き

本アンケート調査及び報告書作成にあたり、東京地方裁判所医療集中部（民事第14部、民事第30部、民事第34部及び民事第35部）からの専門委員関与事件（終了事件）についてのご教示を受けることで、アンケートの実施及び関係事件の記録閲覧が可能となりました。また、医療集中部からは、東京地方裁判所の専門委員の増員状況などにつき、丁寧なご教示をいただき、本報告書に反映させることができました。

ご協力いただいた東京地方裁判所の医療集中各部とアンケートにご回答いただいた代理人弁護士の方々に深く感謝申し上げます。

また、過去2回の各報告書の「あ と が き」でも述べたとおり、最高裁判所事務総局民事局（第2課）にご提供いただいた「専門委員参考資料（改訂版）」（2014年2月作成）等も、今回の報告書でも参照・引用させていただいております。ありがとうございました。

2021（令和3）年12月の第5次アンケート開始以来、本「報告書」完成まで、アンケートの発送・回収、アンケート結果の集約・分析、民事記録閲覧室での記録閲覧、専門委員制度検証小委員会及び東京三弁護士会医療関係事件検討協議会での議論と、本「報告書」の完成に尽力いただいた委員各位、担当事務局その他のみなさまに感謝しあ と が き と いた します。

2024（令和6）年1月25日

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

委員長 梶浦 明裕

専門委員制度検証小委員会

委員長 弓仲 忠昭

専門委員制度アンケート等結果報告書

発行 2024（令和6）年1月25日

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

編集 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

